# 金融機能強化審査会令 （平成十六年政令第二百四十一号）

#### 第一条（議事）

金融機能強化審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

##### ２

金融機能強化審査会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

#### 第二条（庶務）

金融機能強化審査会の庶務は、金融庁監督局総務課において処理する。

#### 第三条（雑則）

この政令に定めるもののほか、議事の手続その他金融機能強化審査会の運営に関し必要な事項は、会長が金融機能強化審査会に諮って定める。

# 附　則

#### 第一条（施行期日）

この政令は、金融機能の強化のための特別措置に関する法律の施行の日（平成十六年八月一日）から施行する。